

山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務

2 目的

2026年秋に開催される山口デスティネーションキャンペーン（以下「山口DC」という。）について、開催期間中のイベントやキャンペーン、特別な観光素材（以下「山口DC関連素材」という。）等、山口県観光の魅力を発信することで、本県への誘客促進及び観光消費額の拡大を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4 予算限度額

16,000 千円

5 業務内容

山口DC期間中（2026年10月～12月）及び期間前に、山口県内及び県外への広報・PRを実施すること。

なお、山口DC期間中のイベントやキャンペーン、山口DC関連素材、本県ならではの観光資源（絶景、体験、歴史文化、自然など）のほか、グルメや土産物など、観光消費につながる素材についても取り上げ、PRを行うこと。

（1）テレビを活用した発信

＜地域＞広島、福岡

＜放送＞9月～10月中旬

- ・広島・福岡の番組とのタイアップ案を企画・提案し、協議の上実施すること。
- ・企画内容は、山口県内の取材・撮影を原則とする。
- ・最大限の効果が得られる放送枠を設定すること。（複数の放送局で放送する、多様な時間で放送する等）
- ・放送後の視聴率について報告すること。

（2）OTT（Over The Top）広告による情報配信

＜地域＞関東（東京、神奈川）、関西（大阪、兵庫）、広島、福岡、山口

＜配信期間＞8月下旬～11月下旬の3か月程度

- ・OTT広告（TVerなど）で使用可能な映像CM案と出稿案を提案し、協議の上制作・放送すること。
- ・ターゲット層（地域、年齢、興味関心など）を定め、効率的に実施すること。
- ・本業務で制作した映像は、委託者及び委託者が認める団体が本業務以外で使用可能なものとする。
- ・インプレッション数、リーチ数、閲覧者属性等の広告配信実績データをとりまとめ、

毎月報告すること。また、その結果を踏まえ、柔軟に配信媒体、配信対象、予算配分等の見直しを行い、広告効果の最大化に努めること。

(3) 紙媒体（フリーペーパー、雑誌等）を活用した発信

<地域>広島、福岡

<発行>9月～10月上旬

- ・紙媒体の広告を実施する際のデザイン案と広告媒体案を提案し、協議の上制作・掲載すること。
- ・様々なサイズの広告媒体で利用できるデザインとすること。
- ・本業務で制作したデザインは、委託者及び委託者が認める団体が本業務以外で使用可能なものとする。
- ・各地域で読者数の多いフリーペーパーや雑誌等に掲載すること。

(4) DSP（Demand Side Platform）を活用した広告

<地域>関東（東京、神奈川）、関西（大阪、兵庫）、広島、福岡、山口

<配信期間>8月下旬～11月下旬の3か月程度

- ・DSPで使用可能な広告媒体案と動画案を提案し、協議の上制作・配信すること。
- ・ターゲット層（地域、年齢、興味関心など）を定め効率的に実施すること。
- ・本業務で制作した動画は、委託者及び委託者が認める団体が本業務以外で使用可能なものとする。
- ・リーチ数やCTR、閲覧者属性等の広告配信実績データを取りまとめ、毎月報告すること。また、その結果を踏まえ、柔軟に配信媒体、配信対象、予算配分等の見直しを行い、広告効果の最大化に努めること

(5) インフルエンサーを活用した情報発信

<投稿>9月～10月上旬

- ・エンゲージメントの高いマイクロインフルエンサー（3名以上）を招聘し、山口DC 関連素材や本県ならではの観光資源等を体験のうえ、SNS投稿を行うこと。
- ・招聘にかかる費用（交通費、宿泊費、体験料など）は、本事業費から捻出すること。
- ・SNS投稿の種類は、特定媒体（Instagram、YouTube、Xなど）への偏りを避け、複数媒体にバランスのよい投稿となるよう努めること。
- ・委託期間終了時の視聴回数について報告すること。

(6) その他

- ・(1) から (5) の実施にあたり、各媒体で共通して活用可能な映像、画像、デザイン、データ等がある場合には相互に活用し、制作経費の縮減及び事業費の効率的な執行に努めること。

6 事業実施報告書の提出

事業の実施結果を、報告書として委託者へ提出すること。なお、紙媒体3部とデータで提出すること。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。
- (2) 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者の決定後、受託者は速やかに詳細なスケジュールを委託者に提出すること。
- (4) 委託者は、業務委託期間中いつでも、業務の進捗状況の報告を求めることができることとする。
- (5) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、委託者の承認を得ないで他に漏らし、又は業務以外の目的に利用することを禁じる。
- (6) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 本業務で制作・納品された成果物について、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、講演・講習、放送番組など、あらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、配布、放送）できるよう、二次利用可能な権利関係となるよう可能な限り調整すること。